

令和元年 8 月 28 日

各 位

中ノ郷信用組合
理事長 吉川 洋之

不祥事件の発生について

この度、当組合におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的な使命を担い、信用を第一として高い倫理観が求められる金融機関として、このような事態を招いたことは誠に遺憾であり、役職員一同深く反省しております。

また、ご迷惑をおかけしましたお客さまをはじめ、日頃より当組合を信頼してお取引をいただいているお客さま、組合員の皆さま、地域の皆さまに対しまして、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事 故 者	元職員（50代の男性営業課長）
発 生 店	板橋支店
発 生 期 間	平成 31 年 2 月 28 日～令和元年 5 月 14 日
発 覚 日	令和元年 5 月 14 日
事 故 金 額	3 先 7,820,000 円（累計金額：9 先 10,197,643 円）
事件の内容	①偽造した払戻請求書による普通預金からの着服 ②定期預金、又は普通預金に入金すべき定期積金の満期金の着服 ③集金した定期積金の掛金の着服
発覚の端緒	お客さまから普通預金に係るお問い合わせ・ご指摘があり、内部調査の結果、上記着服の事実が発覚しました。

2. お客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、個別に事実関係をご説明して深くお詫びを申し上げるとともに、全額弁償させていただきました。

なお、被害金額につきましては、元職員より全額弁済を受けております。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、警察への通報と法令に基づく監督官庁への届出を行いました。

4. 事故者及び関係者の処分

当該元職員は、令和元年 7 月 30 日付で懲戒解雇処分としました。また、役員及び関係職員につきましては、経営責任及び管理監督責任等を踏まえて厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして取り組んでまいりましたが、今回の事件発生を重く受け止め、コンプライアンス態勢、相互牽制及び内部管理態勢の更なる充実・強化の徹底を図り、信頼回復と再発防止に向けて役職員一同全力で取り組んでまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

担当部署： 中ノ郷信用組合 総務部 総務課

電話番号： 03-3622-7131

受付時間： 午前 9 時から午後 5 時 20 分まで（土・日・祝日を除きます）